

第5章

関係地域の範囲

第5章 関係地域の範囲

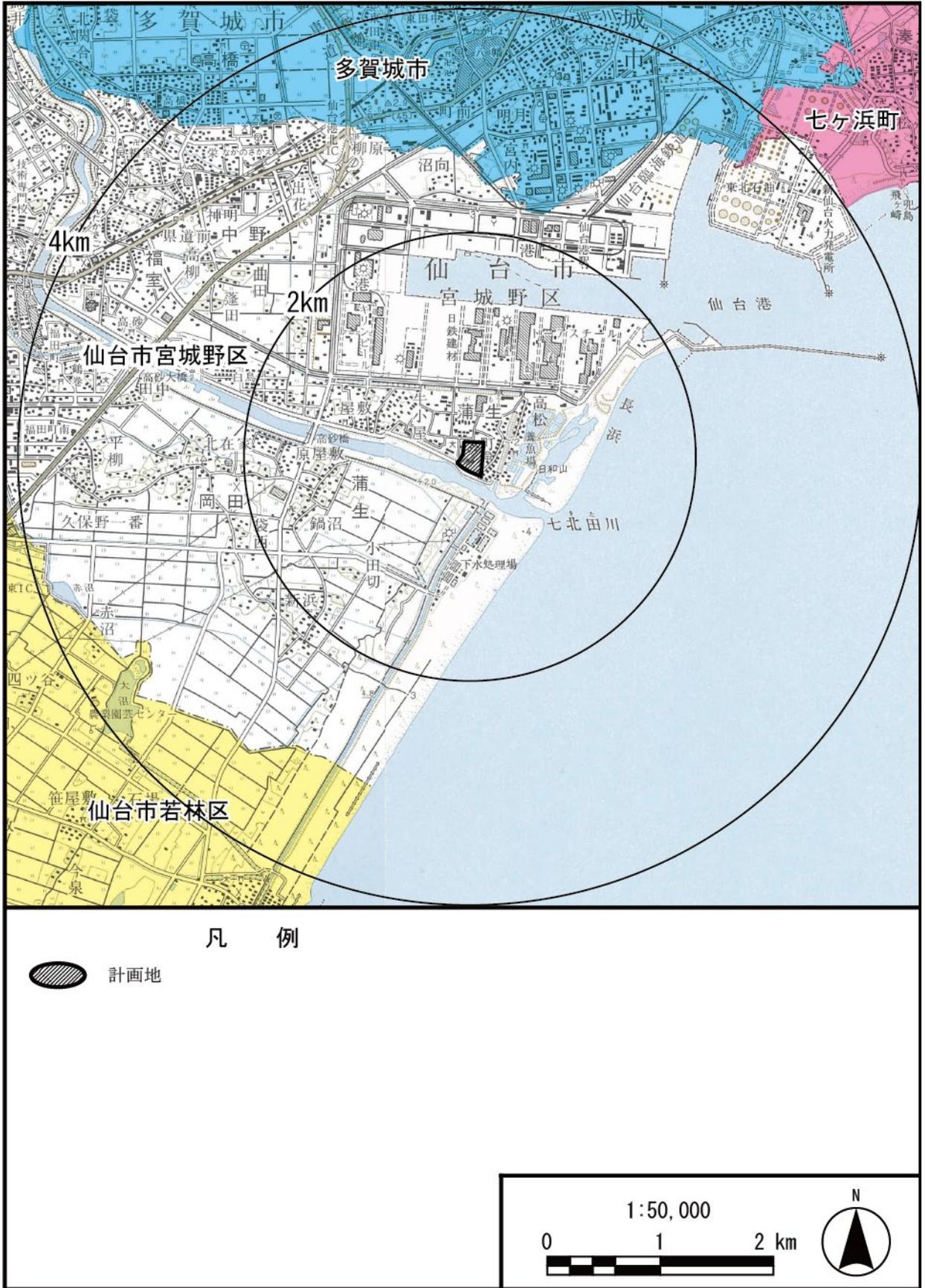
関係地域は、「第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に示す環境影響評価項目として選定した項目のうち、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる大気質の影響範囲（供用時の大気質の最大着地濃度出現距離の約2倍の範囲を包括する範囲）として第5-1図のとおり、計画地を中心に半径約4kmを設定した。なお、七ヶ浜町の範囲は工業専用地域であることから除外した。

また、環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲の考え方を第5-1表に示した。また、関係地域の範囲に該当する町丁目は第5-2表のとおりである。

第5-1表 環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲の考え方

項目	影響範囲及び調査範囲の考え方	敷地境界からの距離
大気質	本事業により大気質の変化が想定される地域とし、工事中や供用後の工事中や供用後の資材等の搬入による排出ガスの影響が考えられる範囲とする。	主要な交通ルートから200m程度
	本事業により大気質の変化が想定される地域とし、工事による建設機械の稼働による排出ガスの影響が考えられる範囲とする。	1,000m程度
	本事業により大気質の変化が想定される地域とし、供用後の施設の稼働による排気筒からの排ガスの影響が考えられる範囲とする。	4,000m程度
騒音・振動 ・低周波音	本事業により騒音・振動レベルの変化が想定される地域とし、工事中や供用後の資材等の搬入による騒音・振動の影響が考えられる範囲とする。	主要な交通ルートから200m程度
	本事業により騒音・振動・低周波音のレベルの変化が想定される地域とし、工事による建設機械、供用後の施設の稼働による騒音・振動の影響が考えられる範囲とする。	1,000m程度
悪臭	本事業により、燃料であるパーム椰子殻の貯蔵施設からの臭気の漏洩による影響が想定される範囲とする。	200m程度
電波障害 日照障害	本事業により電波障害及び日照障害が想定される地域とし、排気筒やタービン建屋の存在により影響が考えられる範囲とする。なお、最も高い建物は、高さ約58mの排気筒である。	120m程度
植物	本事業により植物相、注目すべき種、動物の生息基盤としての植物の変化の影響が想定される範囲とする。	200m程度
動物	本事業により動物の生息環境の変化等の影響が想定される範囲とする。	200m程度
景観	本事業による排気筒及びタービン建屋等の出現により不特定多数の人が利用する眺望地点からの眺望の変化が想定される範囲（中景域0.5～3km）とする。	3,000m程度
人と自然との 触れ合いの場	本事業により人と自然との触れ合いの場の利用に対する影響が想定される範囲とする。	3,000m程度
廃棄物等	本事業により工事中及び施設供用に伴う廃棄物等の発生が考えられる地域とする。	計画地
温室効果ガス等	本事業により工事中及び施設供用に伴う温室効果ガスの発生が考えられる地域とする。	計画地

第5-1図 計画地の位置及び周囲の状況



第 5-2 表 関係地域

No	市区名	町丁目
1	仙台市宮城野区	蒲生 1 丁目、蒲生 2 丁目、蒲生地区
		中野 1 丁目、中野 2 丁目、中野 3 丁目 中野 4 丁目、中野 5 丁目
		岡田地区
		出花 1 丁目、出花 2 丁目、出花 3 丁目
		港 1 丁目、港 2 丁目、港 3 丁目、港 4 丁目
		仙台港北 1 丁目、仙台港北 2 丁目
		白鳥 1 丁目、白鳥 2 丁目
		高砂 1 丁目、高砂 2 丁目
		福室地区
		鶴巻 1 丁目、鶴巻 2 丁目
		福田町南 2 丁目
2	仙台市若林区	荒浜地区
		荒浜北地区
		荒井地区
		南地区
3	多賀城市	宮内 1 丁目、宮内 2 丁目
		栄一 1 丁目、栄 2 丁目、栄 3 丁目
		明月 1 丁目、明月 2 丁目
		町前 1 丁目、町前 2 丁目、町前 4 丁目
		桜木 1 丁目、桜木 2 丁目、桜木 3 丁目
		高橋 1 丁目、高橋 2 丁目、高橋 3 丁目 高橋 4 丁目、高橋 5 丁目
		東田中 1 丁目、東田中 2 丁目
		中央 2 丁目
		大代 1 丁目、大代 2 丁目、大代 3 丁目
		八幡 1 丁目、八幡 2 丁目、八幡 3 丁目 八幡 4 丁目

